

平成31年2月18日

報道機関 各位

熊本大学  
国立阿蘇青少年交流の家

国立大学法人熊本大学教育学部・大学院教育学研究科と独立行政法人  
国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家との連携・協力に関  
する協定締結式の開催について

この度、熊本大学教育学部及び大学院教育学研究科と国立阿蘇青少年交流の家は、連携・協力に関する協定締結式を行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり開催しますので、当日の取材方よろしくお願いたします。

記

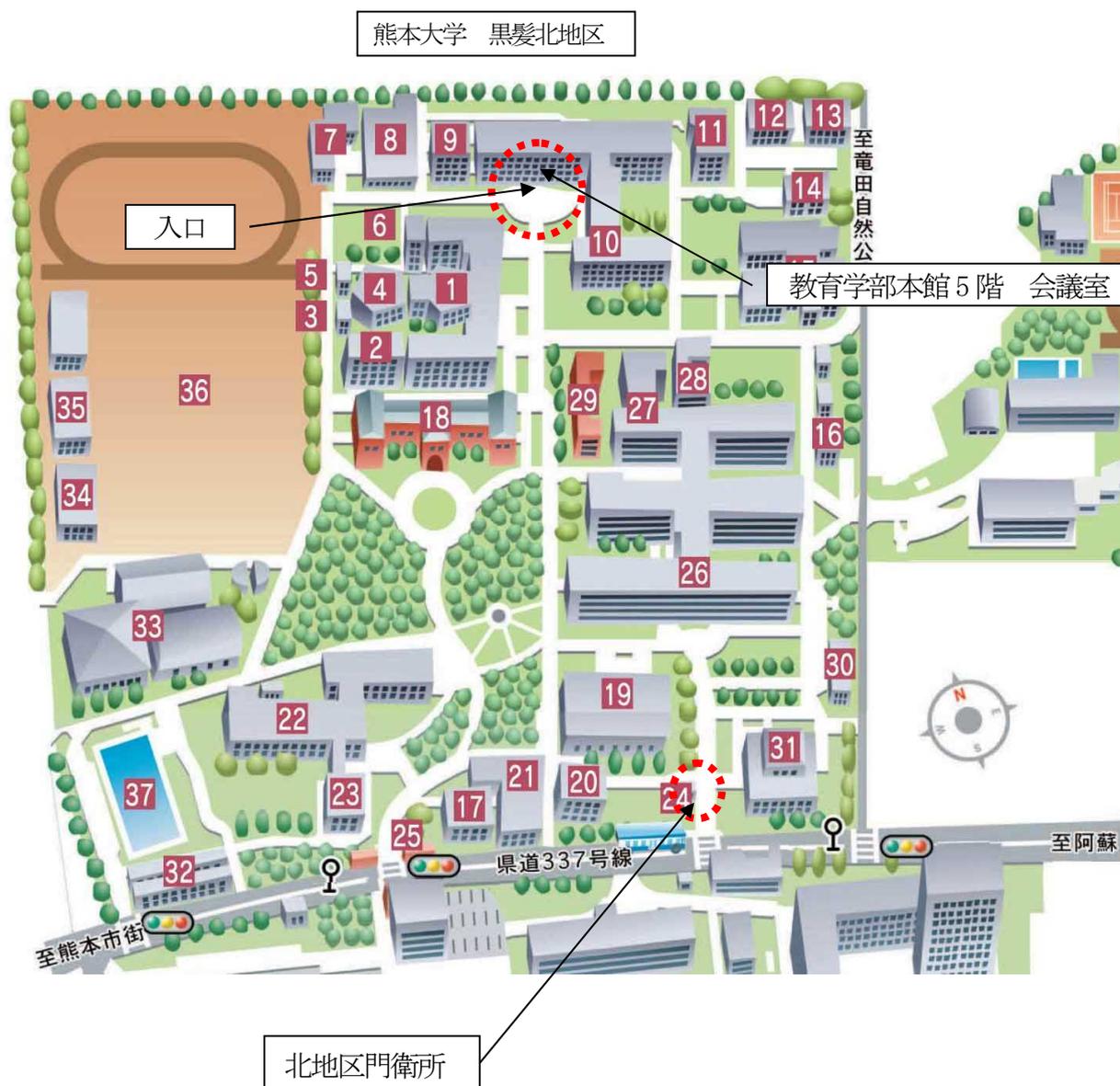
1. 日 時：平成31年3月1日（金）14時から
2. 場 所：熊本大学教育学部本館5階 会議室（別紙参照）  
（熊本市中央区黒髪2-40-1）
3. 出席者：  
熊本大学 教育学部長・大学院教育学研究科長 八幡 英幸  
国立阿蘇青少年交流の家 所長 岩倉 公男

※ 連携・協力に関する協定の資料を添付します。

<お問い合わせ先>

熊本大学教育研究支援部  
教育学部事務課総務担当  
木村

TEL：096-342-2513



※「北地区門衛所」にて手続き後、入構してください。

## 連携・協力に関する協定概要

### 1. 目的

国立大学法人熊本大学教育学部・大学院教育学研究科と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家がこれまで培ってきた信頼関係と連携協力の実績を基盤に、より一層の連携協力体制の推進を図り、大学・大学院における教育研究の充実及び社会教育、体験活動等を推進し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### 2. 連携協力事項

上記目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力を推進する。

- (1) 学部及び大学院における教育、研究に関すること
- (2) 相互が実施する事業への協力及び支援に関すること
- (3) 単位取得、資格取得等のための教育事業への実施に関すること
- (4) その他、必要と認めた事項に関すること

### 3. 連携協力会議等

連携協力事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携・協力会議等を設置するものとする。

### 4. 協定締結期間

締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、特に申し出がない場合は、期間満了の日から1年間、この協定を更新するものとし、以後同様とする。